

告 示

埼玉県熊谷建築安全センター所長告示第十二号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定により、道路の位置の指定を次のとおり行った。

令和二年十二月八日

埼玉県熊谷建築安全センター所長 檜 徹

号	第 秩 二	指 定 番 号
第 一 項 第 五 号	建 築 基 準 法 第 四 十 二 条	指 定 に 係 る 道 路 の 種 類
日	令 和 二 年 十 二 月 一	指 定 の 年 月 日
五 番 八 、 二 千 百 四 十 六 番 四	埼 玉 県 秩 父 郡 横 瀬 町 大 字 横 瀬 字 六 番 二 千 百 四 十	指 定 に 係 る 道 路 の 位 置
三 十 一 ・ 五 一		指 定 に 係 る 道 路 の 延 長 (単 位 メ ー ト ル)
四 ・ 〇 〇		指 定 に 係 る 道 路 の 幅 員 (単 位 メ ー ト ル)